

チェックリスト(福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係)

まちづくり施設整備項目表(その他)

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
------------	-------	-----

届出者氏名	
施設の名称	
施設の所在	
施設の概要	

記入方法

- ◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。
- ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。
- ◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。
 - ※ 「○」印: 基準に適合する、該当する 等
 - 「×」印: 基準に適合しない
 - 「/」印: 当該事項が関係しない

留意事項の確認及び総合判定	
整備概要	●整 ◎望
記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm	○ ○

留意事項:○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

路外駐車場	1.車いす使用者用駐車施設			留意事項の確認及び総合判定	
	●建築物以外の路外駐車場について、最低1カ所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 駐車場の幅	350cm以上。				
② 案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。				
③ アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路(路外駐車場移動円滑化経路)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。				
2.路外駐車場移動円滑化経路			留意事項の確認及び総合判定		
●当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が利用できる経路とすること。	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 段差	経路上に段を設けないこと。ただし傾斜路を併設する場合は、この限りで				
② 出入口	出入口の幅は、80cm以上とすること。				
③ 経路幅	経路幅は120cm以上とする。また50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。				
④ 傾斜路を設ける場合の構造	幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上 勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合は1/8を超えない。 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。 勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。				